公　　告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和８年１１月１１日

長崎県知事　平田　研

１　競争入札に付する事項

（１）　工事番号　　８基国再第３号

（２）　工 事 名　　消防庁一斉指令システム衛星系第三世代化改修工事

（３）　工事場所　　長崎市尾上町

（４）　工　　期　　令和９年１２月２８日限り

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。

（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日まで）

余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

実工期：令和９年２月１日から令和９年１２月２８日まで

（余裕期間：契約締結日から令和９年１月３１日まで）

なお、上記の工期の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

（５）　工事概要　　消防庁一斉指令システムについて第三世代化へ対応のための機器改修

（６）　支払条件　　前金払、中間前金払又は部分払　　有

ただし、前払い金の請求ができるのは令和９年４月１日以降とする。

（７）　この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年 6 月 27 日 長崎県告示第 780 号。以下「実施要綱」という。）第２条第 16 号に規定する事後審査型入札である。

（８）　本工事は、提出資料及び入札書等の提出等について、紙入札により実施する。

（９）　本工事は、「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条」の規定に基づく下記の技術者の配置を適用する工事である。

①「建設業法第 26 条第３項第１号及び第２号の規定を受ける技術者配置の特例（専任特例）の取扱いについて」（令和７年３月 25 日　６建企第 339 号　以下、「専任特例に関する通知」という。）

②「営業所技術者等又は経営業務の管理責任者が現場技術者を兼務する場合の取扱いについて」（令和７年３月 25 日　６建企第 341 号）

③「建設工事の専任の主任技術者の取り扱いについて」（令和７年１月 24 日６建企第 265 号）ただし、下請負代金額が法第３条第１項第２号の政令に定める金額以上となる場合は対象外とする。

（10）　本工事は、「工場製作を含む工事に置ける専任の技術者の取り扱いについて」（令和７年１月 24 日６建企第 267 号）の対象工事である。

（11）　本工事は、週休２日モデル工事（受注者希望型）である。

２　競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、建設工事事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）２の（１）及び（３）に定める要件を満たす者で、さらに（１）及び（２）)の条件をすべて満たす者であること。

（１）　実施要綱第７条第６項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

建設業の許可に関する条件	法第3条の規定に基づく、電気通信工事業に係る建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	次のいずれかの条件を満たすこと。 1．長崎県内に主たる営業所を有する者で、入札参加資格名簿に登載されて連続して1年以上を経過した営業所を有し、電気通信工事に係る総合数値が600点以上 2．長崎県内に営業所を有する者で、入札参加資格者名簿に本店又は当該営業所が登載されて、連続して1年以上を経過していること。また、電気通信工事における総合数値が1,000点以上であること。
年間平均完成工事高	電気通信工事の年間平均完成工事高を有し、かつ、電気通信工事と電気工事の年間平均完成工事高の合計が1千万以上
建設業法に基づく経営事項審査等	令和８年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

（注１）　「営業所」とは、法第３条第１項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第４条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあっては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

（注２）　以下の①～③の場合については、名簿に登載されて１年以上を経過した受任営業所とみなすものとする。

① 名簿に登載されてから連続して１年以上経過している主たる営業所を別の所在地に移転し、移転前の主たる営業所を受任営業所とした場合

② 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第８条に基づき消滅した法人の地位を承継し、当該消滅した法人の名簿に登載されて連続して１年以上を経過した受任営業所を受任営業所とした場合

③ 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第８条に基づき消滅した法人の地位を承継し、当該消滅した法人の名簿に登載されて１年未満の受任営業所を受任営業所とし、通算連続して１年以上経過した場合

（注３）　「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

（注４）　「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

（２）　事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の要件をすべて満たした者とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、実工期の始期日からとし、余裕期間の間は本工事への配置を不要とする。

同種工事の施工実績に関する条件		平成23年度から令和7年度までに国及び都道府県又は市町のいずれかが発注した工事で、防災行政無線に係る設備の新設又は更新を、元請け（受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又は出資比率が20%以上のその他構成員とする。）として施工した実績を有すること。ただし、施工中のものは除く。
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす主任技術者を配置（法第26条第３項に該当する場合は専任で配置）できること。	
	国家資格等	次のいずれかの条件を満たすこと。 ・電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。 ・法による１級電気通信施工管理技士又は２級電気通信施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（電気電子・総合技術監理（電気電子））の資格を有する者
	工事経験	平成23年度以降に電気通信工事を主任技術者又は監理技術者として従事した経験があるもの。

	その他	① 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。特に、法第26条第３項の規定により専任で配置する場合は、事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して３か月以上の恒常的雇用関係にあること。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降３か月以内に退職した者）を退職日から３か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して３か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者の兼務については、１ 競争入札に付する事項の（９）に記載した配置予定技術者の兼務の通知を確認した上で判断すること。 ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去３か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去３か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。

（注１） 「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第２条第２項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注２） 「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について（最終改正令和７年 11 月 12 日７建企第 148 号）」に規定するものをいう。

（注３） 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第７条第１号に規定する経営業務の管理責任者又は同条第２号に規定する営業所技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

ただし、法第 26 条第３項に該当せず専任を要しない場合については、次の要件をすべて満たしていれば、経営業務の管理責任者又は営業所技術者でも当該工事の配置技術者となりうることに留意すること。

① 経営業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

② 当該営業所において請負契約を締結すること。

③ 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

④ 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して３か月以上）にあること。

3 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県危機管理部 基地対策・国民保護課	TEL 095-895-2191 FAX 095-821-9202	〒850-8570 長崎県長崎市尾上町３番１号
工事・技術担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項			

4 提出書類

（１） 事後審査型一般競争入札参加申込書等として、次の書類を提出すること。

共通事項書３の（１）のア、ウ、エ

（２） 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等として、次に掲げる書類を提出すること。

共通事項書３の（１）のオ、カ、キ、ク

5　入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和８年１１月１１日(水曜日)から 令和８年１１月２６日(木曜日)まで	①　書類様式 長崎県ホームページ（https://www.pref.nagasaki.jp/）トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／各種様式」から入手すること。 ②　入札説明書 3の入札等担当部局より入手すること
【提出について】 事後審査型一般競争入札競争参加資格確認届出書等の提出期間、場所及び方法	【提出期間】 令和8年11月12日(木曜日)から 令和8年11月18日(水曜日)まで	①　提出場所 ３の入札・契約担当部局 ②　提出方法 持参又は郵送すること。
【質問について】 入札説明書に関する質問期間及び場所	【質問期間】 令和８年１１月１２日(木曜日)から 令和８年１１月１９日(木曜日)まで	・入札質問書を提出する前に３の入札・契約担当へ連絡し、提出後においても必ず着信確認をすること。
上記回答期限及び回答方法	令和８年１１月２４日(火曜日)まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、長崎県ホームページに掲載 https://www.pref.nagasaki.jp/nyusatsu-chotatsu/gyomuitaku-kokoku/
【入札書等の提出・開札日時及び場所】 入札書の提出期間、場所及び方法	【開札日時】 令和８年１１月２７日(金曜日) 午前１０時から 【場所】 長崎県庁６階　入札室 長崎県長崎市尾上町３番１号 TEL：095-895-2191 （基地対策・国民保護課）	・入札書は入札会場に持参すること。
事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算して３日以内	・３の入札等担当部局に持参すること。

（注１）　上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第 43 号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで（来所する場合は正午から午後１時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

（注２）　入札説明書に関する質問は、書面により郵送で行うこと。（時間的に不可能でやむを得ない場合は電送も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。）この場合において、質問者は郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

6　入札保証金

免除

7　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、県財務規則第 112 条第１項各号に掲げる担保の提供、第 113 条第１号に規定する履行保証保険証券又は同条第２号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

8　入札の無効

共通事項書１４のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

9　その他

（１）その他入札参加資格、入札・契約に関する事項は共通事項書のとおり。

（２）入札結果、本公告は長崎県ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

入札公告・・https://www.pref.nagasaki.jp/nyusatsu-chotatsu/gyomuitaku-kokoku/

入札結果・・https://www.pref.nagasaki.jp/nyusatsu-chotatsu/gyomuitaku-kekka/

（３）入札制度関係要綱要領等は、長崎県ホームページに掲載する。

長崎県ホームページ（https://www.pref.nagasaki.jp/）トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／要綱・要領」

（４）申請様式等については、ホームページに掲載してある最新版を使用すること。旧様式で申請した場合、提出書類の不備として参加資格が認められない場合があるので留意すること。

長崎県ホームページ（https://www.pref.nagasaki.jp/）トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／要綱・要領」

（５）不明な点に関する問い合わせ先

ア　提出書類、入札及び契約に関すること

３の入札・契約担当部局

イ　設計図書の内容等技術的要素に関すること

３の工事・技術担当部局